

事業者健診結果をご提供ください

事業者健診結果の保険者への提供については「高齢者の医療の確保に関する法律」により義務付けられています。

【高齢者の医療の確保に関する法律 第27条】

2. 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
3. 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

Q 提供した健診結果はどのような目的で使用されるのでしょうか？

健診結果に基づき、生活習慣の改善が必要な方に健康づくりのサポート（特定保健指導）を行います。ご利用は無料（被保険者の場合）です。

また、治療が必要な方には医療機関への受診を勧奨します。

Q 健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫なのでしょうか？

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方（従業員様）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第23条）

Q どのような方法で提供すればいいのでしょうか？

- ①事業主様が健診結果通知の写しを協会けんぽに提供する
- ②事業主様が健診結果データの提出の手続きを健診機関へ委任し、健診機関から協会けんぽへ提出する。

手続きの委任から健診結果データ提供までの流れ（②のケース）

